

保育士・幼稚園教諭等 処遇改善臨時特例事業

本当に9,000円賃金は上がるの？
各行政は「直接国に問い合わせて…」
と言います。それはなんででしょう？
内閣府に直接問い合わせてみました！

質問①

なぜ臨時で9月までなのに
毎月の給与が上がるようにと
いうのですか？

継続が保障されない補助金を
打ち切るときには
不利益変更とならないのですか？

回答①

秋の選挙では、各党が保育士等の
処遇改善を公約に掲げました。

選挙後の閣僚会議で、2月から実施と決まり、
補助金を支給する側も大急ぎで動くしかない。
現在の支給方法、公定価格に上乗せする
ことが、最短の実施方法である。
給与改定は、継続を約束するものであり、やり方
が臨時である。

質問②

小規模園などは配分が少ない等の懸念が現場の声としてありますが、本当に9,000円上がるのでしょうか？

回答②

公定価格はもともと、園の規模によって運営困難が生じないように小規模園の方が割高になっている。

園の規模は心配しなくて大丈夫。

ただし、公定価格は在籍園児数分をかけ算して金額が決定するので、定員割れしている園は分配が少なくなる。

公定価格と定員の考え方



公定価格はもともと園の定員数(規模)で決まっています。



定員に対して、在籍園児が少ないと補助金が少なくなってしまう。

定員数に対しての保育士等の配置が必要
しかし定員が割れている場合は補助金額は少なくなる。
よって、大きく定員割れしている園、公定価格が高い乳児が
定員割れしている園は、分配も少ない。

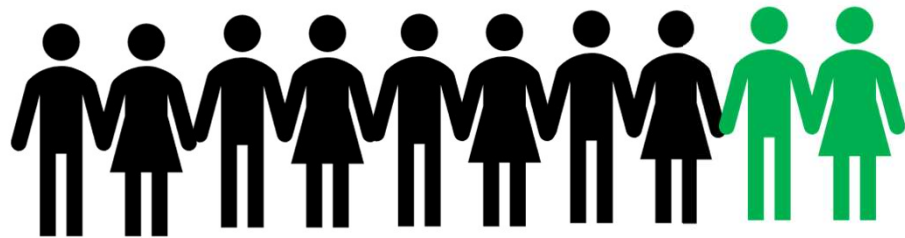
行政加算のある自治体

- 1歳児 国配置基準 6対1 ⇒ 行政加算で 5対1
- 1歳児 国配置基準 6対1 ⇒ 行政加算で 4対1
- 2歳児 国配置基準 6対1 ⇒ 行政加算で 5対1
(配置基準への加算が手厚い横浜市の例)
- 40人に対して調理員1名 ⇒ 離乳食実施に対する行政加算1名

職員配置が国の基準よりも多くいる



今回はあくまでも、
国の配置基準に対しての
公定価格が上乘せされます。



行政加算については
配慮されません。

国の公定価格に上乘せされて入ってくる分を、現状の職員数で割り算することになるので
職員数が国の基準以上に認められている自治体は、分配が少なくなってしまう可能性が大きい。

質問③

社会保険料や厚生年金の
事業者負担分は、どのよう
に考えていますか？

回答③

社会保険料や厚生年金の
事業者負担分も考えて
公定価格に
上乘せしていきます

質問④

4月から、
人事院勧告による賃金引き下げにより、
公定価格が－0.9引き下げられると
言われていますが…

一方で引き上げられても、一方で引き下げでは
実質の賃金改定は難しいのでは？

回答④

公定価格－0.9引き下げ分は別途補填を考えている。
その上で、職員の給与が3%ほど上がるように計算をし、
さらに保険・年金の事業者負担分を考慮した金額を設定
している。

ただ、定員割れの状況や、各自治体の加算などによるプ
ラスの人員配置など、様々なケースには、国としては対
応が難しい。